



しゅぶと川



初春の風薫る歌才森林公園 ～春のフットパスイベント5月25日～

contents

主 な 内 容

平成26年第1回定例会

- ②～③ 平成26年度各会計予算
- ④ 補正予算、条例の改正など
- ⑦～⑮ 一般質問(5人の議員が質問)

委員会報告

- ⑤～⑥ 予算特別委員会質疑応答など
- ⑥ 総務経済常任委員会

平成26年第2回臨時会

⑥

第186号

平成26年6月5日発行

フナ北限の里
KURUMATSUNAI

平成26年度予算(一般会計) 37億350万円でスタート

◆前年度比 2億2,893万円の増◆



黒松内の未来につなげる予算に

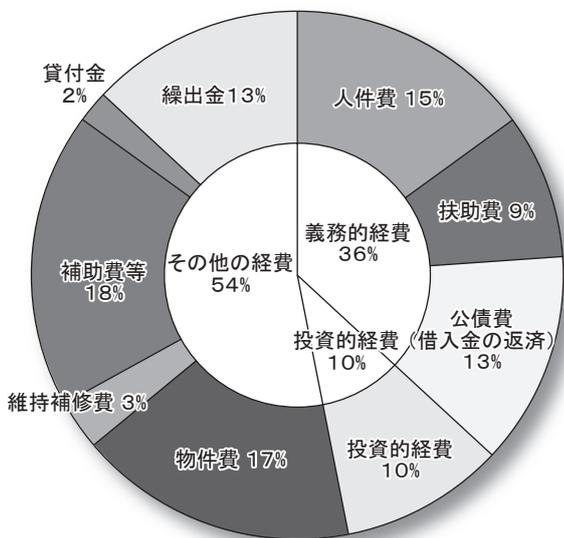
平成26年第1回定例会が開かれ、初日に全議案について町長から提案説明があり、2日目、3日目に5人が一般質問を行った。予算特別委員会を経て、最終日に、平成26年度一般会計予算、特別会計予算、事業会計予算など39議案を可決し、また、意見書8件を採択して閉会した。

予算

一般会計・特別会計・病院事業会計

H25/26
増減

一般会計予算 37億350万円



会計名	H26予算	H25予算	増減(率)
一般会計	3,703,509	3,474,579	228,930 (6.6%)
簡易水道特別会計	95,923	82,362	13,561 (16.5%)
公共下水道事業特別会計	240,344	227,106	13,238 (5.8%)
国民健康保険事業特別会計	127,650	124,303	3,347 (2.7%)
老人保健施設事業特別会計	49,224	46,824	2,400 (5.1%)
後期高齢者医療特別会計	46,910	41,505	5,405 (13.0%)
国民健康保険病院事業会計	589,374	587,123	2,251 (0.4%)

(単位:千円)

歳入

町税

所得税の減による個人町民税の減、新築等による固定資産税の増、たばこ税では道税と町税の比率変更による増、などにより町税全体では22万4千円の増額となった。

地方交付税

地方財政計画では1%減、本町の人口と面積で算定される包括算定経費については6・5%の減となっており、普通交付税は前年度交付実績見込

から7・7%減とし、全体で8000万円の増額となった。

繰入金

基金繰入金については、1億4309万9千円の増額となった。

町債(借入金)

黒松内市街地LED街灯整備事業による総務債の増、消防体制整備事業による消防債の増などにより、9535万円の増となった。

歳出

黒松内市街地LED街灯整備工事

1区から10区までの商店街を中心とする道道沿いの街灯46基をLED灯として整備し、省エネルギー化をはかる。

赤井川地区営農用水施設改修事業

営農水の安定確保のため、導水管敷設、水源施設築造、電気計装の工事を実施する。

有害鳥獣解体処理施設建設事業

エゾシカの捕獲頭数の増加に伴い、衛生的で解体処理がしやすい有害鳥獣解体施設を建設し、有害としての捕獲の推進を図る。

東山公園スキー場照明器具取替工事

設置後15年以上経過し、照明安定器と分電盤が著しく損傷していることから、照明器具5基を取り

替える。

白井川地域複合拠点施設整備基本計画策定事業

白井川地域における生活必需品の購買機能や住民の集合・交流機能、本町のインフォメーション・産直加工販売機能などを複合した拠点施設を整備するために基本計画を策定する。

就農研修者等支援事業

本町で新たに就農を目指す者が、円滑に地域農業の担い手になれるように支援する。また、農業体験実習者や就農研修生の受入指導農家に支援を行い新規就農者の誘致促進を図る。

特別会計

総額 11億4942万円

・簡易水道は、長期借元金の増、耐用年数を経過した水道メーター交換工事の実施などにより16・5%の増額となった。



東山公園スキー場

・公共下水道は、終末処理場改築事業に伴う実施計画、調査業務、工事の実施などにより5・8%の増額となった。

・国民健康保険事業は、国保情報データシステム改修業務及び後志広域連合負担金の増により、2・7%の増額となった。

・老人保健施設は、施設裏の側溝整備工事の実施により5・1%の増額となった。

・後期高齢者医療は、後期高齢者医療広域連合の負担金の増により13%の増となっている。

- 義務的経費…人件費・扶助費・公債費(借入金の返済)をいい、一般に歳出総額に占める義務的経費の割合が低く、投資的経費の割合が高いほど財政構造は、弾力的で健全な財政である。
- 投資的経費…道路、橋、公園、町営住宅等の建設など行政水準の向上に直接寄与し、支出の効果がストックとして将来に残るものをいう。
- 繰出金…特別会計や国保病院事業会計など一般会計以外の会計へ繰出すもの。

一般会計予算の主なもの

歳入 (予算総額に対する構成比：%)	
町税	2億3,764万円 (6.4)
地方交付税	20億4,000万円 (55.1)
繰入金	2億1,164万円 (5.7)
町債(借入金)	4億1,655万円 (11.3)

歳出	
黒松内市街地LED街灯整備工事	2,012万円
赤井川地区営農用水施設改良事業	4,418万円
有害鳥獣解体処理施設建設事業	1,827万円
東山公園スキー場照明器具取替工事	400万円
白井川地域複合拠点施設整備基本計画策定事業	97万円
就農研修者等支援事業	275万円

H25 補正予算

一般会計

- ▽不足する国民健康保険事業特別会計への繰入金の増額、国の平成25年度補正予算により実施する日名橋長寿命化修繕工事、朱太団地建設に係る工事費等を増額し、決算を見込んだ予算残の減額と合わせ、3億7232万7千円を増額。

簡易水道特別会計

- ▽消費税及び地方消費税の中間申告分の不足等を増額し、決算を見込んだ予算残の減額と合わせ、101万3千円を増額。(原案可決)

下水道事業特別会計

- ▽決算を見込んだ予算残を減額。(原案可決)

国民健康保険特別会計

- ▽後志広域連合負担金の追加負担分を増額し、決算を見込んだ予算残の減額と合わせ、1802万4千円を増

額。(原案可決)

後期高齢者医療特別会計

- ▽後期高齢者医療広域連合への負担分、及び一般会計からの超過分となっている繰入金精算のための増額により、97万9千円の増額。(原案可決)

国保病院事業会計

- ▽診療及び健診の検査項目の増加により臨床検査業務委託料を増額し、決算を見込んだ予算残の減額と合わせ、825万7千円の減。(原案可決)

制定された条例

子育て支援の充実

- ▽子ども・子育て支援法の制定により、地域の子育て支援の充実を総合的・計画的に行うための事業計画を町で策定することとなったため、子ども・子育て支援策の現状把握及び評価、ニーズ調査に基づき教育、保育、子育て支援方策について調

改正された条例

- 査審議する機関として、子ども・子育て会議を設置するため黒松内町子ども・子育て会議条例を制定する。(原案可決)

児童館運営委員会を移行

- ▽子ども・子育て会議の設置に伴い、児童館設置条例において設置していた児童館運営委員会を、子ども・子育て会議へ移行するため、黒松内町児童館設置条例の一部を改正した。(原案可決)

支給区分職名の変更

- ▽子ども・子育て会議設置条例の制定、児童館設置条例の改正、及び南後志地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部変更に伴い、報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正し、報酬支給区分の職名の変更を行った。(原案可決)

効力期限の延長

- ▽平成26年3月31日までの効力期限となっていたため、黒松内町ささやか暮らしの支援条例の一部を改正し、3年間の延長措置を講じた。(原案可決)
- ▽新規就農者等支援を全面見直し
- ▽近年の農家戸数の減少により、担い手の確保・育成が喫緊の問題となっていることから、制定から20年以上が経過している黒松内町新規就農者等支援条例を全面的に見直し、新たな条例として全部改正を行った。(原案可決)
- ▽消費税率の改正に伴い各種使用料を改定
- ▽黒松内町自然体験学習宿泊施設歌才自然の家、添別ブナ林農村自然公園ミニピシターセンター条例の一部を改正し、宿泊料金や施設使用料の改定を行った。(原案可決)
- ▽黒松内町行政財産使用料条例ほか7本の条例

- を一部改正し、使用料の改定を行った。(原案可決)

温泉月間券料金の見直し

- ▽燃料油や電気料など運営コストの上昇などにより経営環境が厳しさを増していることから、黒松内町健康増進交流センター条例の一部を改正し、月間券の料金改定を行った。(原案可決)

負担割合を変更

- ▽後志広域連合規約の一部を改正し、岩宇地区の介護認定審査会設置運営経費の負担割合を変更した。(原案可決)

規定の整理

- ▽障害者自立支援法が障害者総合支援法に改正となったことに伴い、南後志地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部を改正し、本会を「南後志地区障害支援区分認定審査会」と改めた。(原案可決)

北海道の補助要綱の改

- 定に伴い、黒松内町医療費助成に関する条例の一部を改正し、文言の整理を行った。(原案可決)
- ▽従来の日本標準産業分類の廃止に伴い、黒松内町商店街にぎわいづくり条例の一部を改正し、文言の整理を行った。(原案可決)
- ▽上川中部消防組合及び伊達・壮瞥学校給食組合の解散脱退に伴い北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を改正した。(原案可決)

町道

町道の認定

- ▽社会福祉法人黒松内つくし園の住宅整備に伴う路線認定として、1路線を認定した。(原案可決)

報告

例月出納検査の結果報告

- ▽平成25年11月分〜平成26年1月分の出納検査

の結果、誤りは認められなかった旨報告された。

行政報告

町行政報告

▼火災発生について

1月29日、朱太団地において石油ストーブの転倒による火災が発生し、延べ52㎡を焼損した。入居者は軽傷を負ったが、大事には至らなかった。

▼森興業との協定締結について

長万部町の森興業が豊幌地区で行っていた土砂採取のための操業について、長期間休止状態が続いており今後操業の意思がないことから、土砂崩壊を防ぐための定期点検をすることなどを内容とした環境保全協定書を締結した。

▼身元不明者の引き取りについて

2月23日、白井川地区路上で死亡している女性

の遺体が発見され、身元不明者として本町において火葬した。今後は、官報に公告するなど情報提供を呼びかけていく。

▼ピザドゥとのテナント契約について

平成26年4月1日から、ピザドゥのテナント営業の開始を予定しており、原材料をできる限り町内で調達することなどを遵守事項とし、これまでと変わらず安全・安心の追求、本物へのこだわりについて基本姿勢として取り組むこととしている。

▼医師の確保について

4月1日から新しい医師の着任が決定し、今後の民間委託や指定管理者制度の導入の可能性を考慮して1年間の期限付きの嘱託医師として採用した。今後3人目の医師確保に努めていく。以上5件について鎌田町長から行政報告があった。

意見書

8件の意見書を採択

件名	発議者	結果	提出先
「手話言語法（仮称）」の早期制定を求める意見書	蛭沢儀弘	原案可決	国会、内閣
特定秘密保護法の廃止を求める意見書	蛭沢儀弘	原案可決	国会、内閣
地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定のための法改正に関する意見書	蛭沢儀弘	原案可決	内閣
労働者保護ルール改悪反対を求める意見書	蛭沢儀弘	原案可決	国会、内閣
放射能汚染水対策など原子力政策の転換と被災者支援の抜本的強化を求める意見書	岩澤史朗	原案可決	国会、内閣
農地中間管理機構設置に関する意見書	岩澤史朗	原案可決	国会、内閣
住民の安全・安心を支える「国の出先機関」の拡充を求め、「公務の民営化・独立行政法人化・業務委託化」に反対する意見書	岩澤史朗	原案可決	国会、内閣
TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見書	福本誠一	原案可決	内閣

委員会報告

各委員会の活動

予算審査特別委員会

平成26年度各会計予算について、特別委員会を設置し、3月17日、18日、19日の3日間に渡って審査を行いました。その審査意見をもとに、各会計予算を第1回定例会最終日に可決しました。

予算審査委員会では全委員から数多くの質疑応答がありました。議論された項目から一部を抜粋し、要約を掲載します。

予算特別委員会

質疑応答

LED街灯の整備について

問 町道の街路灯のLED化について46基を整備ということだが、現在の配置では街灯が密集している地区と少ない地区の差があるため、町全体を見た中で設置位置の調整をすることはできないのか。（菅原委員）

答 企画調整課長

現在のスプラン灯の現況は、全部で66基となっ

ており、そのうち北海道で設置しているものが20基であるため、残りの46基を今回の工事でLED化していきたいと考えている。北海道で設置している分の工事については現在北海道と協議をしており正式な回答は来ていないが、20基全ての工事を確保することはできないという話も協議の中でできています。そういった面も含め、適切な設置場所なども十分考慮しながら工事を進めたい。

自然の恵み賞の廃止について

問 地域性のある取組に対して補助しようと、専

門家の助言も受けながらつくられた賞だが、なぜ2年間で廃止に追い込まれたのか、また、町が策定している生物多様性地域戦略にも盛り込まれていない部分であるが、どう考えているのか。

(畑井委員)

答 環境政策課長

黒松内生物多様性奨励事業補助金として実施してきた自然の恵み賞は、2年間で4団体の受賞がある。これらの団体が町の取組に対してどう生かされるのか、それらが町に根付きその可能性がしっかりと自然の恵み賞という枠の中で進展していくのか、という事を見極めながら26年度は休止し、27年度は再度検討するという過程をとっていきたいと考えている。

答 鎌田町長

町が策定した地域戦略と言っても、やはり見直しは必要であり、予算があるから何かをするのではなくて、何かをするから予算をつけるという自

主的な思いを尊重したい。予算や事業に生物多様性という名前がつかなければ理念に反するということではなく、それに関連する自主的な活動があれば、また別な形での支援もしていきたいと思っ

ているので、そういう形で生物多様性の取組につながることを考えている。

赤井川ワイン用ブドウ圃場について

問 試験圃として実験的に造成しているが、今後の見とおしは。

(忠鉢委員)

答 鎌田町長

試験という中でやっていくにあたり、面積を広げていくと費用もかかるためこれ以上広げるといふ考えはない。期間については、ワイン用のブドウが生育して良質なブドウがとれるまで7年から8年かかると言われているので、少なくともそのくらいの年数はやってみる必要がある。また、町内産の原料を使ったワイ

ンを残したいという思いがあることから、10年くらいの期間で考えたい。

予算審査特別委員会

▽普通住宅解体工事について多額の事業費が計上されているが、事業実施に当たっては金額を精査し、支出を最大限抑制した上で行っていただきたい。

▽白井川地域複合拠点施設整備基本計画策定事業について、方向性が定まらない中で、地域住民の意見が既存の施設の役割を十分に反映させ、進めていただきたい。

▽有害鳥獣解体処理施設建設事業について、建設場所の選定、廃屋の再利用などの選択肢を再度検討し、事業費についても金額を精査し、支出を最大限精査するなどし、地域住民の理解を得た上で実施していただきたい。

総務経済常任委員会

3月13日
黒松内町特産物手づくり加工センターについて
景観修景事業について

黒松内町特産物手づくり加工センターについて

今年度で開業から20周年を迎えることができ、当施設の理念である添加物を使用しない安全、安心な製品、本物志向やこだわりを持った製品づくりが徐々に浸透してきている。

景観修景事業について

町民から要望の多かった指定色の拡大や再度の景観修景事業に対する奨励金の交付などは一定の評価ができる。今後町民の声が反映されるよう適時見直しを行っていただきたい。

第2回

臨時会

4月23日

【補正予算】

26年度国保病院事業会計
▽4月に新しい医師が着任したことに伴う必要経費を計上するほか、医師3名体制を前提として給与費、経費、研究研修費を精査し、1310万4千円を増額。

- 黒松内町庁舎耐震改修等建築主体工事
- ▽契約金額 2億1276万円
- ▽契約の相手方 田中組・スガワラ・新光工業特定建設工事共同企業体 (原案可決)

- 黒松内町コミュニティ防災センター建築主体工事
- ▽契約金額 2億3760万円
- ▽契約の相手方 田中組・スガワラ・新光工業特定建設工事共同企業体 (原案可決)

【契約】

町営住宅(朱太団地・E棟)新築主体工事

- ▽契約金額 1億4601万6千円
- ▽契約の相手方 木村建設組・亀岡組特定建設工事共同企業体 (原案可決)

【行政報告】

町行政報告
ふるさと納税の寄付を受けたことについて鎌田町長より報告があった。

一般質問

菅 一議員 7~9

ささやか暮らしの支援条例出産祝い金の資格要件を見直すことはできないか
学校給食費の値上げについて

蛭沢儀弘議員 9~10

テントマルシェの営業環境について

戸澤和幸議員 10~12

人・農地プランの政策を進めるにあたり、農家、生産団体等と協議をするべきでないか
土曜日授業実施についての本町の考え方について

福本誠一議員 12~13

小学校と児童館で情報を共有できる仕組みづくりを検討できないか。

岩澤史朗議員 12~13

医療費の窓口負担について、70歳以上の窓口負担の軽減策はあるのか
東山スキー場の改修工事について、来年度に向けた対応をどうするのか

菅 一議員

◆ささやか暮らしの支援条例出産祝い金の

資格要件を見直すことはできないか。

◇資格要件の変更については、

現在のところ考えておりません。

ささやか暮らしの支援条



質問

例の中で出産祝い金支給制度があり

ますが、これについては当時全国的にも本町においても若い方々が結婚しても子供をもうける人数が1人から2人と、こういふことが主流であったのであります。

理由については。核家族化で子育てが大変だと、また大変教育に多額のお金がかかるということが主な理由だったところでございますが、そのために少子高齢化がどんどん進み、将来は町の存続すら心配されたところがございます。

いまだにその解消は、なかなかできてないという状況にございますけれども、若い方々が結婚した時点では子供はできるだけたくさん欲しい、ま

た笑いが絶えない幸せな家庭を築きたいと希望に満ちたお話をするところがございますが、結婚して生活を始めてみると社会情勢の厳しさや子供が

できる度に奥さんは仕事を辞めざるを得ない、休職しなければならぬ、また出産費用についても多額なため、結局子供を1人から2人で諦めざるを得ないのではないのでしょうか。

もらおうと第3子からの出産については出産祝い金としてささやかではあります。助成しよつという制度も現在続いているわけがございます。このことが若い方々にご理解され、出生率にいたしましては全国平均を若干ですが、上回っているという報告もされていた時期もありました

が、このごろはそういう報告はされてありませんので、もしデータがありましたらお知らせ願いたいと思います。実は、最近私の身近な若い方に第3子が生まれ、退院して出産祝い金の申請に行ったところ、出産して6ヶ月後でなければ申請はできませんよと、

支給されませんよということをお聞きされたというので、私も条例を調べてみました。

そうしたら、やっぱり条例の規則の第3条で第3子以上の新生児を6ヶ月以上養育している者というふうに規定されているのです。出産祝い金と

いったら、通常では知人友人の方々は出産したらすぐに心遣いをしてくれるのではないかとこのうに思っていますけれども、なぜ6ヶ月後なのか、こついつ規則になったのか伺いながら、これを見直すことができないのか町長に伺いたいと思います。

答弁・鎌田町長



出産祝い金につきましては、平成9年制定の「黒松内町定住促進条例」において、現に18歳未満の児童2子を養育し、第3子以上を出産・養育した場合に、健やかな子育て支援の観点から出産祝い金として交付しておりますが、現在は、平成17年に制定された「黒松内町ささやか暮らしの支援条例」に基づき交付しております。

過去5年の交付状況で

ありますが、平成21年度6件、22年度3件、24年度4件、本年度は3件となっており、黒松内町定住促進条例からの累計では66件となっております。本町の合計特殊出生率は、平成24年度におきましては、全国平均より低く、多子のご家庭が少ない状況であり、その中で3子以上を養育している家庭は、非常に貴重であると思います。

子以上の新生児を6ヶ月以上養育した後でなければ交付対象としておりませんが、この要件については黒松内町定住促進条例から変更はされておられません。6ヶ月と決めた理由については、出産後の間もない時期は、母親自身の体調が元に戻っておらず、新生児についても外部との接触による疾病の感染が考えられます。なお、生後6ヶ月頃になると母子ともに生活のリズムが整い、新生児の発達からも首がすわり、動きも安定してくる時期となりますし、また、里帰り出産をした方も、自宅に戻り一つの家族として生活が始まり、落ち着いていた状況で出産祝い金を受け取ることができると考えております。

このようなことから、資格要件の変更については、現在のところ考えておりません。

中学校で8・1%増という内容で年間を通してその値上げが実施されれば、小中学校とも4320円負担増となるわけであり、4月からは消費税も上がり、生活は厳しさが増すばかりであります。新聞報道では、札幌市、小樽市などの給食費は消費税増税分の3%の値上げであるということですが、それに対して本町は、10%近く値上げになるのは便乗値上げではと思っております。まずその点について伺いたいと思います。

給食に対して、食育振興補助金250万円が補助されており、給食費が10%近く値上げになるにあたり、この補助金を増額することができないのか、町長に伺いたいと思います。



答弁・内山教育長

費用は保護者が負担すべき経費として位置付けられており、給食費は全額食材の購入費用に充てられており、その他給食を作るための施設や設備、光熱水費、調理員の人件費などは町が負担し、町内の小中学校の児童生徒などに給食を提供しております。

本町の学校給食費については、平成9年4月消費税率が5%に改正して以来、17年間据え置いてきましたが、これまでの給食材料費の高騰や平成26年度4月からの消費税率の改正などに伴い、現在の給食費のままで、安全で安心な食材を確保し、適切に給食を維持していくことが困難な状況となっております。

◆学校給食費の値上げについて

◇安全・安心で栄養バランスのとれた美味しい給食を提供するためご理解をいただきたい。

質問 学校給食について、3点質問させていただきます。

まず、1点目は学校給食費の値上げについてであります。

学校給食が教育活動の一環として位置付けられたのは、昭和21年12月に発せられた学校給食実施の普及奨励についての文部、厚生、農林三省次官通達であります。その後、昭和29年には学校給

食法が制定され、学校給食の法的根拠が明確になり、教育の一環として位置付けられたところであり、平成元年の学習指導要領の改定においては、特別活動の学級活動に位置付けられております。

本町の給食が始まったのは、私が小学校3、4年生のころかと記憶しております。私たちの子供時代は、生徒の数も大変

多かったですけれども、一人残らず給食を一緒に先生と楽しく毎日食べていました。みんなで配食して食べる、給食は学校に行く楽しみの一つだったのです。時代は変わっても今の小中学生も給食は学校に行く楽しみなんだと思っております。

そんな中で、小中学校の給食費が値上げされるという説明がございました。小学校で9・9%増、

2点目は、給食が申込み制となったのかということでございます。先日、学校から2枚の文書の配布があり、1枚が給食の申込書、もう1枚が口座振替の納入確約書でありました。学校給食は申込みですか。

給食は、先生と一緒に授業の一環の中で、義務教育の中の授業の一環なのでないのでしょうか。

なぜ給食が申込みなのか伺いたいとおもいます。3点目は、町から学校

学校給食に係る経費負担について学校給食法では、食材の購入に要する

学校給食は、栄養バランスの優れた献立を通し、成長過程にある児童生徒に必要な食事を提供し、また、児童生徒に食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせ、さらには地場産業の活用による地域の文化や産業に対する理解を深めるなど、児童生徒の心身の健全な発達にこつと大きな教育的意義を有するものであります。

このことから、各校長・PTA会長で構成される学校給食運営委員会において、給食費の値上げについて、協議・検討をしていただいた結果、平成26年4月から、小学校は月額3640円を4000円（9・9%増）に、中学校は月額

4440円を4800円(8・1%増)への改正が承認されたところであります。

ご質問の1点目であり、まず、消費税率増税分3%の値上げに止めることができないかについてであります。

本町が学校給食費を平成9年から据え置いてきた17年間に、基本物質である米飯、パン、牛乳の価格の上昇により、副食にかかる経費を抑制せざるを得ない状況、また、石油価格上昇を起因とする給食食材価格の上昇など、給食材料費が増加する状況となっております。

こうした状況を総合的に勘案した結果、現行の学校給食費に消費税率改正分のみを値上げでは、安全・安心で栄養バランスのとれた魅力ある美味しい給食の提供が困難であり、また、昨今のその重要性を増している食育の観点からもより一層充実した献立内容が望まれることから、値上げする必要があると判断したところであります。

2点目のご質問であります、給食の申込み制の考え方についてであります。

平成26年度から学校給食を申込み制とした理由としては、学校給食費の未納問題への対策を考慮したものであります。

給食費の未納問題は、本町のみならず全国的に大きな問題となっており、平成24年度の文部科学省で実施した学校給食費の徴収状況に関する調査結果では、未納の主な原因について学校の多く(約6割)が保護者の責任感や規範意識の問題と感じており、給食費を払えるのに払わず、その義務を果たしていない保護者が少なくない状況にあると考えられます。その状況を踏まえ、学校給食の意義・役割及び学校給食費の重要性について、また、給食は自動的に提供されるのではなく、保護者の申込みにより提供され、給食費をもって賄われていることを認識していただくためにも必要なことと考えています。

また、未納の給食費については、児童手当法において、児童手当等を支払う前に保護者の申し出により徴収することができることになっておりますが、なかなか承諾していただけない状況となっていることから、年度始めに、その旨を承諾した上で給食を申し込んでいただき、給食費の未納対策に取り組みたいと考えているところであります。

答弁・鎌田町長

3点目のご質問であります、食育振興補助金を増額する考えはないかについてであります。

食育振興補助金は、平成10年度から予算計上し、地産地消の促進、安全・安心な学校給食の提供と資質の向上、学校における食育指導の充実などに努めているところであります。

これまで、トフ・ヴェール製品(ベーコン、ハム等)、トフ・ヴェールIIのパン、地産産の野菜などを日常の給食に取り入れているほか、黒松

内産の食材を活用した「黒松内の日」、また、「バイキング給食などを子どもたちに提供しており、現在は、250万円の補助金をもって賄われています。

食育振興補助金は、これまで、平成10年度の50万円から始まり、11年度に100万円、12年度から150万円、そして、21年度から250万円となり現在に至っております。

補助金は、言うまでもなく、趣旨・目的に添った使い方をしなければならず、これまでの食材の購入状況等を勘案すると、250万円位が限度ではないかと考えています。

鮎沢儀弘議員

◆テントマルシエの営業環境について

◇今後の産直施設の方向性について検討を行ってまいりたい。



質問

テントマルシエの営業環境について、質問をさせていただきます。

テントマルシエの経営主体は、振興公社と伺っています。

テントマルシエの役割は、地域の野菜や加工食品等、特産物の販売による地域の活性化、雇用の創出、定住人口の維持、

増加を目指すものだと私は捉えておりますし、道の駅の活性化にも寄与していると思っております。テントマルシエの営業は、一昨年から道の駅の表で地元野菜等を対面販売し、昨年は28日営業をし、販売金額も増加しつつあると聞いており、道の駅を訪れる方々にとって魅力ある場所になりつつあります。

営業をしているということであり、その営業環境は良いとは言えない状況でありまして、何らかの対策がとれないものか伺いたいと思います。

また、販売促進についてであります。現在、テントマルシエに出店されている方々は15軒と聞いておりますが、その方々の栽培技術の向上が伴わなければ販売促進にも繋がらないし、地域の活性化、農業者の自立生産意欲の向上にも繋がらないと思っております。

しかし、テントマルシエはテントでの販売であるため、風の強い日は営業を中止したり、テントを手で押さえたりして

して出店者に対して、手数料や補助制度、また、栽培技術の支援が必要ではないかと思いますが、町長はどのように考えているのか伺います。

答弁・鎌田町長

テントマルシェについては、平成24年度から道の駅の産直コーナーの魅力アップと町内産の安全で安心な農産物を広く町外に提供、PRすることで、地域資源を活かした交流の推進を目的として、有人対面販売方式により2年間、曜日を限定して行ってきました。

平成24年度は、月・水・金曜日の3日間を基本として、9月5日から10月15日まで18回開催、平成25年度については、名称をテントマルシェからブナマルシェとしまして、曜日の見直し等を行い、金・土・日曜日と祝祭日に変更をし、7月19日から11月4日まで51回開催しております。

開催場所については、マルシェ実施日には、既存の無人産直コーナーの

販売管理も行っていていることから、産直コーナーに近接している場所にテントを張り実施しております。

そのため、悪天候の影響を受けることが多く、完全に中止したのが平成24年度は1回、平成25年度については4回。また、途中で強風、雨などにより中止したのが平成24年度は無かったのですが平成25年度は6回となってあります。

解決策として、簡易的にプレハブ等をレンタルすることも検討しましたが、現在の道の駅敷地内に設置する適当な場所がないことや景観的な課題もあることから、今年度もテントで実施するよう計画しております。

ただ、風対策につきましましては、テントに重りを増やしたり、横幕を張るなど、創意工夫により対策をとりながら、悪天候でも可能な限りは営業を行えるよう努力していきたいと考えております。

ブナマルシェの実績については、順調に売上げ

を伸ばしております。

週末の開催と合わせて、販売員がお客様との対面販売とすることで、商品の特徴やおいしい調理法など、様々な情報をお客様に伝えることにより、安心して買っていただけますし、お客様の反応からも貴重な情報が得ることができ、対面販売が大きな効果を発揮していると考えられます。

販売額から現在、マルシェの手数料として売上げの1割から2割をいただいております、対面販売員の人件費、買い物袋などの共通の消耗品購入費の一部として充当しておりますが、充当した残りの人件費や集荷用軽トラックの賃借料などの諸経費については、北海道からの補助を受けながら町費によって運営をしております。

今後、こうした産直販売について、将来的に長く活動を続けていくためには、出品される皆様の自主的な運営により行われることが重要であり、町としては施設整備や必

要となる支援は行っていきますが、運営に関する負担については徐々に減らしていきたいながら、自主的な運営を促していきたいと考えておりますので、今のところ手数料等の割引などについては実施が難しい状況であります。

ただ、反応が良い品種など貴重なお客様の声をしっかりと生産者に伝えるときも、マルシェ出荷用の新規作物の種・苗

戸澤和幸議員

◆人・農地プランの政策を進めるにあたり、農家、生産団体等と協議をするべきでないか。

◇総合農業推進協議会などを通じて関係団体からも意見を求めるようにしてまいりたい。



質問

持続する地域農業のマスタープランとして、略称、人・農地プランについて、質問いたします。

平成25年に国より示されました市町村でのプラ

や肥料等の共同購入などの支援、有料ではありませんが、道の駅まで商品を持つてこれない方々向けの集荷サービスなど、きめ細かいサポートを行いなから、更なるマルシェの魅力アップを図って行きたいと考えております。

今後については、従来から道の駅で実施いただいております無人販売の産直コーナーとブナマル

シェを含めた組織体制の検討を進めながら、今後基本計画の策定を予定しております。白井川地域の複合施設の中での産直コーナーのあり方等についても、基本的な方針を検討していく予定であります。

その際は、マルシェ等に参加されている皆様の見解を十分に伺いながら進めていきたいと考えてあります。

ン作成の進捗状況でありますが、私も対象者の一経営体であります。

これまでの経過説明の中で農業法人について担い手センターから講師を招いて研修会が開催され、プラン作成については、後志総合振興局のほうから2回の説明をいただき、その2回とも参加をさせていただきます。

こちらを対象農家の参加率

が大変悪く、また、説明の内容も当面する喫緊の問題に課題対策としては方向性が違い、本来の目的達成への確信の低さを感じております。

この施策は、現在進められているPPP交渉の一对応策として強い農業を目指す近未来的なプランとして10年間で全農家の8割を代表農家に集約することで競争力を強化

し、やる気ある農家だけで農業所得を倍増する狙いがあります。

本町では、農業者の高齢化、後継者不足、また耕作放棄地等の喫緊の課題がある中、昭和50年に375戸あった農家戸数が平成37年には30戸になるという見通しの中、集落営農が継続されないプランづくりに町担当者はあたっている状態であり、そのような形の中で大変不安を感じているものがあります。

本質的農家の合意形成に向けて喫緊の問題を処理する形の中で、人・農地プランの政策を取り進めるにあたり、各農家、生産団体等と協議をするべきではないかと思いますが、町長の考え方を伺います。

答弁・鎌田町長

人・農地プランは、個別所得補償事業の一環として、平成24年2月に国が制度化したものです。

国は、都道府県や市町村が行う、地域の中心となる経営体の確保や、地

域の中心となる経営体への農地集積など、集落や地域が抱える「人と農地の問題」の解決に必要な取組を支援して、農業の競争力・体質強化を図り、持続可能な農業を実現するために、地域農業マスタープランの「人・農地プラン」の作成を推進することとしました。

人・農地プランを作成する単位、すなわち一つのプランが受け持つ範囲は、集落や自治会等の営農活動単位となるエリアが基本ですが、地域の実情に応じて任意に定めることが可能です。

本町の場合、地域単位で営農活動がまとまっているエリアが少ないこと、エリアごとの農家戸数の差が激しいこと、作目がエリアごとに統一されていないこと、全町でも農家戸数が非常に少ないことから、プランに漏れる農業者を出さないことや作業効率の点から、プランの作成単位は、町内全域を一つとしました。

また、プランの対象は、当初はメリットを享受で

きる可能性のある認定農業者とJA組合員に限定しました。

平成24年6月に対象農家にアンケートを送付し、そのアンケートの回答を踏まえながら全戸別訪問ヒアリング、12月に人・農地プラン素案を作成し、直ちに町内農業関係機関による担当者会議を開催してその内容を確認いただきました。

プランに該当する農業者には、プランの話し合いの開催案内とそれぞれのプランの関係する部分を送付し、事前に間違いの有無の確認を依頼しました。

25年1月に開催した話し合いには、52戸の農業者のうち12戸の出席しかありませんでしたが、プランの内容や作成自体に対する反対意見はなく、素案は確定し原案となりました。

2月初旬に農業者の代表と関係機関により構成する検討会を開催し、原案に対する修正はなく、これを踏まえて2月下旬に本町として最初の人・

農地プランを決定しております。

初年度の平成24年度は、人・農地プランが十分に農業者に理解されていないこともあり、平成25年度に地元農業に精通した人物が農業者を訪問して今後の意向を掘り下げてヒアリングを実施し、プランの精度を高める更新作業に取り組みました。

こうして平成26年1月にプランの更新素案をまとめ、話し合いにより素案を確定し、その後、検討会が行われ原案が確定

し、現在更新プラン決定の作業中であります。

プランの作成にあたっては、個々の農業者からのアンケート、面談ヒアリングを行い、本町の地域特性から可能な地域の話し合いを踏まえ、農業者の代表や関係機関による検討会を経て、原案を決定するというプロセスとなっております。

このようなことからこの質問の農家との協議という点につきましては、現行制度の中で十分に取り組んでいると認識しております。

ります。

生産団体との協議については、地域の中心となる経営体とそれ以外の農業者の位置付け、農地の集積や交換分合を進めるという点ではあまりなじまないものと考えておりますが、今後の本町の農業政策にも影響するプランの地域農業のあり方に関しては、総合農業推進協議会などを通じて関係団体からも意見を求めるようにしてまいりたいと考えております。

◆土曜日授業実施についての本町の考え方について

◇学校長、学校現場をはじめ、各方面からご意見を伺い慎重に検討してまいります

質問 本町の学校教育の方向性について、お伺いいたします。

本町の学校教育の方向性について、お伺いいたします。

あるいは授業時数を増やし学力向上に向けてということでもあります。

まず、生きる力を育むとして学校週5日制が平成14年に導入され、定着化の中、近年学力向上、充実した学習機会を提供するための土曜日授業が復活し、特別必要がある場合として文部科学省が実施要件を緩和して市町村

東京都などにおきましては、月に1、2回を実施する形の中で土曜授業をする学校が増えていると思います。主な狙いは、授業参観などに保護者が参加しやすい土曜日に行い、地域に開かれた学校づくりを進めること、あ

道内においても今年度以降、土曜授業の実施を検討するといった回答がある全道179市町村の公立学校の18%の33市町村が授業時数の増加で平日負担を軽減するために検討することとなっております。管内でも小樽市や

寿都町で検討する方向で考えられている状況であります。

本町教育委員会としては、どのように考えているのか伺います。

また、平成19年から毎年実施されている全国学力・学習状況の調査、いわゆる全国学力テストの結果対応についてお聞きいたします。

結果の公表は、町情報公開条例で適用し、実質非公開となっておりますけれども、説明責任を果たす意味から昨年の第4回定例会で概要と活用について教育長より報告がありました。

地域住民や保護者への説明は、各教育委員会の判断に委ねられておりますし、学校においても各学校長が自校への説明とあわせて学力を保障する学校の取組状況と方針を学校長の判断で保障できるようにとなっておりますが、管内の学校においては学校保護者に対して公表できる範囲で教諭が活用している状況であります。このような中、本町

の結果公表の取組について伺いたいと思います。

答弁・内山教育長

はじめに、土曜授業についてお答えいたします。土曜日授業の復活が議論されていることには大きな関心を寄せております。ただし、児童生徒によりよい教育を行うという視点に立つべきであると考えております。

学校週5日制は、学校、家庭及び地域社会が一体となってそれぞれの教育機能を発揮する中で、子供の生活にゆとりを持たせ、生涯にわたって子供が自ら考え主体的に判断し行動できる資質や能力を身に付けるようにしようとするものであります。本町におきましては、その趣旨を達成させるため子供たちに土曜日において親子ふれあい教室、ふれあいの森情報館や関連施設と連携した文化、スポーツ、体験活動等の充実に取り組んできたところであります。

今回の学校教育法施行規則の改正に伴い、教育

委員会が必要と認める場合、土曜日に授業が実施できることになりました。土曜日授業は、これまでに以上に子供たちに豊かな教育環境を提供し、成長を支えることが必要であり、学校、家庭、地域が連携し、役割分担しながら取り組むことが重要であると考えます。

このことから、土曜日授業のあり方につきましては、今後とも学校長や学校現場をはじめ、各方面からのご意見を伺いながら慎重に検討してまいります。

次に、全国学力テストの結果公表について、お答えいたします。昨年末に国から示された実施要領では、市町村が学校名などの公表を行うことや、都道府県が市町村の同意を得た上で、同様の公表を行うことができることされましたが、過度な競争や影響等を踏まえ、必要性を慎重に判断すること、当該校と公表する内容や方法について、事前に十分相談し、改善方をあわせて

示すこと、平均正答率などの一覽での公表や順位を付した公表は行わないことなど、多岐にわたる配慮事項が示されており

ます。今後新たな要領を踏まえつつ、説明責任及び基礎学力保障の観点から、どのような対応が適切か教育委員会や校長会、PTAなどと協議を進めてまいりたいと考えております。

また、今後の学力向上の対応策は、基礎学力を

確実に保障するため、全道や後志独自の取組を実施し、家庭や地域とも連携しながら学習習慣や生活リズムの確立が一層推進できるように努めているところであります。

また、国の教職員定数加配制度を活用し、きめ細やかな指導体制を拡充するとともに、個別指導の充実や放課後学習・長期休業中の補足的な学習サポートの充実を期すため、学習支援員の継続配置を予定しています。

学力向上・定着には、重要な3つの要素を育成することをねらいとした授業を積み重ねることにあります。

- ①基礎的な知識・技能をしっかりと身に付けること
- ②知識・技能を活用し、自ら考え、判断し、表現する力を育むこと
- ③学習に取り組む意欲を養うこと

以上の3点を意識した授業が行われる環境の一層の充実に努めてまいります。

福本誠一議員

◆小学校と児童館で情報を共有できる仕組みづくりを検討できないか。

◇情報共有するシステムづくりを行い、子供たちの安全確保に努めてまいりたい。



児童館について、質問させていただきます。

今年度児童館へ通っている児童数は30人前後と

聞いております。

時代の変化とともに、いろいろな個性を持った児童がいるため、さまざまな対応が求められております。

学校、児童館、それぞれに果たす役割や使命は異なるところでありますけれども、子供たちが成長していく過程ではど

らも大変重要な施設であります。そんな中で、小学校、児童館、また各関係機関が児童に関する情報であるとか、悪天候等による集団下校等の情報

または不審者等の情報提供であるとか、最小限情報を共有できる仕組みづくりの検討をしてはどうかということであり

しかしながら、個人情報、プライバシー等を十分に配慮しなければなりません。子供たちの登下校時、また帰宅時の安心・安全が大きく取り上げられる昨今、本町でもいつ何とき不測の事態が起き得る状況下にあります。これらの状況に備えるためにも各関係機関が連携を密にして情報を共有できる仕組みづくりについて、町長の考え方を伺います。

基本方針や事業計画、学童保育の基準などを平成26年度中に定めるとして検討している、そして市町村はこれを基に平成26年度中に事業計画を立て、条例で学童保育の基準を定めるとなっています。また、町長は、町政執行方針の中でニーズに合った施設、職員配置等の検討を進めていくと述べてあります。

次に、早ければ平成27年度から児童館の受け入れ対象が1年生から6年生までとなることです。児童福祉法の改正では、学童保育について対象児童を6年生までの小学生に引き上げる学童保育の基準を省令で定め、市町村は、国の定める基準に従い、条例で基準を定め指導員の資格と配置基準は国の定めた基準に従う、それ以外は国の決めた基準を参考にして市町村が基準を定めることなどが決められたとなっています。現在平成27年4月からの実行に向けて、国は

児童館の果たす役割は、成長する子供たちにとって大きな役割を果たすとともに、多くを学ぶ児童にとってよりよい学童保育の環境整備、指導員の体制整備などが必要であると思いますが、今後どのようなスケジュールで進めていくのか町長に伺いたいと思います。

答弁・鎌田町長

児童館につきましては、児童福祉法の規定に基づき、児童に遊びを与え、健康の増進及び情操を豊かにし、健全な心身の育成を図るため、平成9年に開設、先にちびっ子幼児園が利用し、翌年4月

より児童クラブも児童館で活動を開始いたしました。

平成21年3月にちびっ子幼児園が閉園となつてからは、午前中を地域子育て支援センターやぶなっ子クラブ等が利用し、午後は児童クラブが活動を行っております。

現在は28名の児童が利用しており、職員につきましては、常勤職員1名、パート職員4名の計5名体制で運営しております。ご質問の小学校との情報共有につきましては、年度当初に各担任と児童館職員が児童の家庭環境や関わり方について打ち合わせを行い、各種の情報提供についてもお願いしているところであります。

特に、冬期間の天候が悪い日などは、対象児童が小学校を下校した時間帯の連絡がうまくいかず、吹雪により視界が悪い中を、3年生が1年生の手を引き児童館に来たこともありました。

また、本年2月にも吹雪により中学校は一斉下

校となつておりましたが、小学校は通常下校となり、このような場合、児童館としては連絡をいただけますと途中まで児童を迎えに行くようにしておりますが、連絡調整がうまくいかず子供たちが単独で来館した事実もござい

ますし、天候が悪い時には担任の先生が引率して児童館まで送つて来てくれることもあります。このようことから、これまでは全ての情報を共有した上での対応に至っていない場合もありますので、今後、小学校との連絡を密にし、情報共有するシステムづくり

を行い、子供たちの安全確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、6年生までの受け入れに対するご質問であります。国では児童クラブの運営基準を示すことになっており、それを受け町村が条例を作成することになっております。

現在の児童館の受け入れ対象が「小学1年生から小学3年生まで」となっていますが、平成27年度から子ども・子育て支援法の本格施行により「小学6年生まで」となります。

本町では以前より、障

がい児については特例として小学3年生以上の受け入れを実施しておりますが、支援法の施行に伴い、今後は6年生までの児童が全て対象となります。

今回拡大される高学年は、放課後は自宅を過ごすこともできるようになりますし、また、夢っこクラブや塾、各スポーツ少年団活動など自分で活動できる年齢であるとは思いますが、本年度中に利用ニーズの把握等を行い施設規模及び職員体制についても充分検討をしております。

現在、冬期間の天候が悪い日などは、対象児童が小学校を下校した時間帯の連絡がうまくいかず、吹雪により視界が悪い中を、3年生が1年生の手を引き児童館に来たこともありました。

また、本年2月にも吹雪により中学校は一斉下

岩澤史朗議員

◆医療費の窓口負担について、70歳以上の窓口負担の軽減策はあるのか。

◇新たに70歳以上の軽減施策は、実施しない方向で考えています。

質問

医療費の窓口負担について、70歳から74歳の窓口負担割合、これが4月1日から70歳になった方が順次2割負担になることになりました。それに伴い67歳から69

歳の町単独老人の窓口負担も2割負担となります。少しこの高齢者医療を見ると、1973年は高齢者の70歳以上の医療費というのは窓口負担は無

料でありました。それが

今度は定額に変わるので、1ヶ月400円から78年には1ヶ月800円に外来がなりました。

96年になると1020円、そして2002年には1割負担ということでした。2008年になると今後は後期高齢者ということで75歳以上の方を分けて医療費が1割ということになったのです。このときに70歳から74歳の方が2割ということで法律が改正されました。

このように医療費の無料化から、だんだん厳しい状況に追い込まれてきて、現在大変な状況になっていると思います。

そこで、ご提案であります。この問題を考えるとき私はいつも沢内村の話をするのです。沢内村の村長さんは、2期8年、村長をやりました。彼の政治理念というのがすごく私、深く重いものがあるのですけれども、彼の言っている中でこんな言葉があるのです。「人命の格差は絶対許せない、このことはユー・マニズムでもなく人権尊

重という民主主義の題目でもない、それは人道主義とか憲法とかの生める理念の問題でもなく、もっと切実な生々しい生命自身、人間自体の本質的な現実問題である、ましてや思想以前であり、政策以前の当然の責務であるというのが私の政治理念である。」要するにこれは、住民のそこに

住んでいる自分の村人のことを言っているのです。村人の命を守るために私の命をかけて村長に

なつたと、だから私の命をかけて守るのだと、こういう意味だと私は思っているのです。ですから、もしこのことを当てはめるとすれば、今国は2割負担にするということでは本町の67歳から69歳の人たちは逆転してしま

うから2割負担でいいのではないかと、そうすると町の持ち出しは半分です。済むからと、こういう安易な考えではなくて、沢内村の村長の考え方からすると、わかったと、私の町政の間はやる限りに

て1割負担にしましょうと、私は鎌田町長ならそのような英断を下さるうと思っております。

やっぱり鎌田町長になつたら変わったということを一ツ目玉としてやっていただければというのが私の提案であります。

答弁・鎌田町長

始めに、国の見直しの概要について説明させていただきます。

高齢者が医療機関の窓口で支払う自己負担について、現在70歳から74歳までの被保険者及び被扶養者に係る一部負担割合を平成20年度以降、軽減特別措置により1割に据え置いてきましたが、平成26年4月1日以降に70歳に到達する被保険者から2割に引き上げることが決まっております。すでに70歳に到達した被保険者等については、引き続き軽減特別措置の対象とし、負担割合を1割とすることとしていま

す。また、この軽減措置については、段階的に本来の2割に引き上げることをしています。

4月以降の対応と、町単独老人67歳から69歳への措置をどうするかでございますが、本町では、67歳から69歳を対象として、医療費の窓口負担が1割になるように助成を行って負担軽減を図ってまいりましたが、国の窓口負担の引き上げにより、70歳から74歳の方々が段階的に2割負担となりますので、これより若い方々が1割負担となり負担額が低くなるという

バランスのとれない状態となるため、現状の町老制度を見直したいと考えております。

本年度で申し上げますと医療費助成の対象となつておりました90名の方々の窓口負担については、平成20年度に条例改正を行った、本則の2割に戻して行きたいと考えております。

しかし、67歳から69歳の方々にあつては、本来の3割を2割にする軽減は残ることとなります。70歳以上の窓口負担の軽減策はあるのかということですが、国で

は一部負担の軽減特別措置について、世代間の公平の観点から行うものであり、高齢者の生活に大きな影響を生じることのないよう、新たに70歳になる被保険者等から段階的に2割に引き上げることをしております。

本町におきましては、67歳から69歳までの方々に対する軽減は残りますので、新たに70歳以上の軽減施策につきましては、実施しない方向で考えております。

◆東山スキー場の改修工事について、来年度に向けた対応をどうするのか。

◇来シーズンのオープン前までに

改修工事が完了するよう対応したい。

質問 東山スキー場の改修工事についてで

あります。これは教育長、町長にお伺いいたします。東山公園は、かつては年間を通じて町民の多くの方に利用されておりました。しかし、最近を見ます

と夏場は町民の散歩道だとか、あるいはフッパスだとか、それとハーブ園等もありますけれども、どちらかといいますと冬場の東山スキー場として一定の利用客が定着しているのではないかと感じております。この利用数

などもお知らせ願いたいと思います。今年私もスキー場へ行ってみました。ティー・パーティーがかなり古くなっている。子供たちには聞きますと、子供たちのスキーウェアがロープに巻き込まれるというよう

なことが1件だけでなく5、6件あったという話を聞いております。このことは教育長、知っているのでしょうか。

それから、下に切符売り場の監視員の方がおります。あそこから上を見ますとリフトの降り口が暗くなっているのです。また、ちょっと盛り上がったいて小さい子供さんだと見えづらいのです。そういう意味では、もし何かあったときも気がつかないというような状況が現在あります。そういう点におきまして、リフトの降り口のところをもつ少し削るなどの対応が必要ではないかと思っております。

含め、リフトの更新、リフト降り口、水の出る箇所等の対策を平成26年度内で対応していただきたいと思っております。

答弁・内山教育長

まず、ティーバーリフトにウエアが巻き込む事故、事案なのですけれども、私が承知して把握しているのは4件ございまして。これは、同一児童が1人で3回、それから1人が1回ということですので、いずれもロープにあるハンガーにスキーウエアが絡むということですね。

これまで、22年間、ティーバーリフトを運行しておりますが、スキーウエアの中にハクガーが引つかかることはありましたが、スキーウエアが直接絡むことはこれまでありませんでした。設備的には昨年と替わりありませんが、ハンガーの消耗などにより、ハンガーとワイヤーの間に若干の隙間が空き、そこにウエアが絡んだのではないかと思われます。そうした状況を踏まえ、

委託業者に対し、リフト乗車時のハンガーの状況などを注意深く監視するよう指導し、利用者に対してもしリフト乗車時のルールを指導することもに、啓発チラシを配付するなど、安全管理に努めてきたところであります。

また、リフト降り口付近を照らす照明については、平成25年10月にLED照明への取替工事を行ったところであります。しかし、ティーバーリフト一部区間において、スキー場の形状などからナイター照明が届かず、リフト利用者が見えづらい状況にあるとは委託業者から聞いております。ティーバーリフトも設置から22年が経過していること、設備事態にも不具合が生じておりますことを町長部局の方にはお伝えしております。次に、スキー場斜面の下部分が地下水などが表面を流れ、雪が解け、穴が空いている状況にあります。スキー場利用者の安全を確保するため、利用者へ注意を呼びかける

とともに、ポールなどを設置するなどの対策を講じたところであります。過去に、排水対策として暗渠などを施工しているところですが、地下水などの水量が増しているのか、飲み込めないのではと推測しております。

融雪後に現場及び状況を再度確認し、どのような対策が一番効果があるのか検討し、対策を講じてまいりたいと考えております。

答弁・佐藤教育次長

ティーバーリフトの設置については平成3年でありまして、当時の設置費用については、正確な数字ではありませんが、概ね800万円から900万円程度だと思っております。また、リフトの対応年数については、一般機械ということになりますと通常で5年程度だと思います。スキー場を利用されている方は、過去3年間の平均をとりますと約1200人程度であります。

答弁・鎌田町長

ただ今教育長並びに教育次長からお話があったとおりでありまして、私もリフトは前から古いといつのは十分承知しているところでありまして、もう今シーズンで限界であるというお話は、昨年の11月か12月くらいの新年度ヒアリングのときに教育委員会よりそういうお話を聞いております。もう既にその時には、

雪が若干降っていたり、これから本格的な雪のシーズンに入り、雪の中の工事もできないこと、また現地の調査も十分ではなかったということもありまして、新年度予算に盛り込みたかったところなのですが、事業費の積算も難しいという状況もあり、新年度当初予算での対応は無理であると判断いたしました。しかし、雪が解けてからしっかりと現地を確認し、リフトはもちろん議員から指摘があった部分も含め、改善できるよつにということ、でき

得れば皆さんのご理解をいただければ補正予算等々の対応で、来シーズンのオープン前までに全て工事が完了するような対応を考えております。

おとわり

紙面の都合で質問内容を要約して掲載しておりますので、了承願います。



議会の動き

3月

- 10日～第1回定例会
総務経済常任委員会
- 14日 卒業式（黒中・白中）
- 19日 卒業式（黒小）
- 22日 保育園卒園式
- 30日 松寿会総会

4月

- 3日 教職員辞令交付式
- 5日 保育園入園式
- 7日 入学式（黒小）
- 8日 入学式（黒中・余市養護学校しりべし学園分校）
きらく会総会
- 11日 倶知安余市道路新規事業化にかかるお礼（札幌市）

- 15日 倶知安余市道路新規事業化にかかるお礼（東京都）
- 18日 ようてい農業協同組合総代会（倶知安町）
- 23日 第2回臨時会

5月

- 1日 メーデー黒松内地区集会
- 8日 後志総合開発期成会定期総会ほか（倶知安町）
- 12日 全国自衛隊父兄会黒松内支部総会
- 13日 南部後志正副議長会定期総会（寿都町）
- 19日 寿都地区防犯協会定期総会（寿都町）
- 22日 北海道町村議会議長会理事会ほか（札幌市）
- 26日 後志総合開発期成会道段階要望（札幌市）
- 28日～後志総合開発期成会中央段階要望

6月

- 5日 後志町村議会議長会臨時総会（札幌市）
北海道町村議会議長会定期総会ほか

議会を傍聴してみませんか？

議会のうごきをあなたの目で耳で

☆ 第2回定例会は、6月16日（月）から開会予定です。

☆ 詳しい日程については、町ホームページをご覧ください。議会事務局に直接お問い合わせ下さい。

編集後記

議会広報186号をお届けいたします。

今回は3月に行われた第1回定例会で議決した、各会計26年度予算と一般質問などを掲載しています。

今年の雪解けは、晴天に恵まれ、4月中旬に積雪がなくなり、畑作業は順調に進んでいます。地球温暖化が叫ばれていますが、低温と冷夏に泣かされてきた当町にとって、大いに期待が持てる気候に変わってきたように感じます。

さて、4月から消費税が上がり、税の重さを感じます。（歳出削減に努めると同時に、人口の増加に向けた政策が急がれます。）追い討ちをかけるように、北電は泊原発電電停止で赤字に転落、電気料金の値上げは避けられない状況にあります。

町においては、国保病院への赤字補てんもあり、今後の診療の在り方については、民間委託や指定管理者制度の導入等の検討が予定されます。町民、皆様の意見を議員に届けていただければと思います。6月は寒暖の差が大きくなりますので、体を動かし、健康に気を付けましょう。

	副委員長	蛸沢 儀弘
委 員	忠鉢 廣喜	
菅 藤村 賢一		
福本 誠一		

- 発行 黒松内町議会
- 編集 広報編集委員会

〒048-0192
北海道寿都郡黒松内町字黒松内302番地1
TEL 0136-72-3314（直通）
FAX 0136-72-3830
MAIL gikai@town.kuromatsunai.hokkaido.jp

お 願 い



- ・議長宛の文書は、議会事務局までお届けください。
- ・この広報誌についてのご意見等ございましたら議会事務局までご連絡ください。

この広報は、自然環境への優しさを考え、再生紙と大豆インクを使用しています。